

特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

－令和6年度分における当組合の実施状況を国へ報告しました－

この報告は「後期高齢者支援金」の加算（ペナルティ）・減算（インセンティブ）の指標の一つとされています。

特定健康診査及び特定保健指導の受診率が低い場合、支援金の加算（ペナルティ）対象となり、短期経理財政を悪化させ、掛金の引き上げに繋がります。

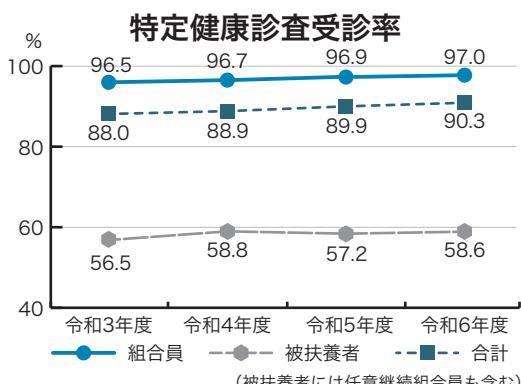
現在、当組合は「後期高齢者支援金の減算対象保険者」に該当していますが、今後も減算対象保険者を維持するために、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診をお願いします。

特定健康診査

目標値：組合員 98%
被扶養者 70%
合計（国の参酌標準）90%

組合員の受診率は97.0%、被扶養者の受診率は58.6%、合計で90.3%と国の参酌基準の90%を初めて達成しました。

組合員：定期健康診査・人間ドックで受診
被扶養者：住民健診・医療機関で受診、パート先等での健診結果の提出



令和7年4月1日現在において40歳以上75歳未満の被扶養者には「特定健康診査受診券（セット券）」を令和7年5月下旬にご自宅へ送付しています（人間ドックを受診する被扶養配偶者を除く）。

特定健康診査は身体の状態を知る良い機会ですので、年に一度は必ず受診をお願いします。

なお、被扶養者の方が受診していない場合、組合員の皆さまから受診されるようお伝えください。

また、特定健康診査受診券を使用せずにパート先などで健康診断を受けた40歳以上の被扶養者の方は、健診結果（コピー）を提出することで特定健康診査を受診したとみなされますので、所属所（組合員の勤務先）の共済事務担当課を通して、当組合へ提出をお願いします。

健診結果
ご提出の
お礼

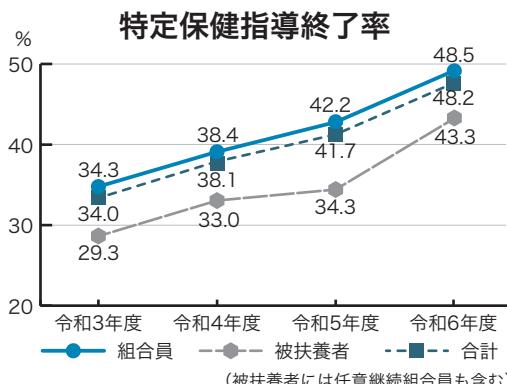
特定健康診査受診券送付時・今年度の被扶養者資格継続調査による案内では、多数の被扶養者の皆さまから健診結果をご提出いただき、誠にありがとうございました。

令和7年度分の健診結果は、令和8年9月まで受付けていますので、パート先などで健康診断を受けた40歳以上の方で、まだ健診結果を提出していない場合はご協力をお願いします。

特定保健指導

目標値（国の参酌標準）：60%

組合員の終了率は48.5%、被扶養者の終了率は43.3%、合計で48.2%と、年々特定保健指導終了率は上昇しています。



特定保健指導は、保健師や管理栄養士などの専門家のサポートを受けながら、生活習慣の改善をするものです。

生活習慣病は、症状もなく進行し、放置していると重症化するため、早期治療や改善が重要です。

該当された方には「特定保健指導利用券」を送付しますので、有効期限内に必ず受診をお願いします。

当組合の委託業者で受診する場合、初回受診は、勤務時間中に職場内の面談や、パソコン・スマートフォンのテレビ電話による面談もできますので、ぜひご利用ください。



特定健康診査・特定保健指導は無料です。ご自身・ご家族のためにも受診しましょう！